

函館市教育振興基本計画

2018年度（平成30年度）～2027年度（令和9年度）



2018年（平成30年）3月策定
（2023年（令和5年）3月改訂）

函館市教育委員会

はじめに

近年、人口減少や少子・高齢化、高度情報化の進展、家族形態の変化などにより、地域社会を取り巻く環境はこれまで以上に複雑化・多様化しており、今後においても社会が大きく変化していくことが予想されています。

こうしたなか、本市においては、2016年（平成28年）12月に「函館市基本構想」を策定し、将来像である「北のクロスロードHAKODATE～ともに始める 未来を拓く～」の実現に向け、市民や行政などが一体となってまちづくりに取り組んでいます。

「函館市教育振興基本計画」は、2018年（平成30年）に、今後10年間の本市の教育施策を総合的・計画的に推進するため、学校教育分野と生涯学習分野を包含した計画として策定しました。

これまで、本計画に基づき、各種施策を進め、毎年、点検・評価を行ってまいりましたが、策定から5年が経過し、社会情勢はもとより、新型コロナウイルス感染症への対応や児童生徒一人に一台の学習用端末等を活用した学びの推進など、教育を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、2030年（令和12年）以降の社会の変化を見据えた国の第3期教育振興基本計画に基づく教育政策のあり方なども踏まえ、見直しを行いました。

今後も、本計画に掲げる「函館の教育がめざす人間像」の実現に向けて、社会の変化を的確にとらえつつ、家庭、地域、学校、各種団体、企業、高等教育機関など多様な主体が連携・協働を図りながら、市民一人ひとりが学びや活動を通じて、豊かな生活を送ることができるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただくとともに、本市の教育の振興のためにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の改訂にあたりまして、ご協議をいただきました函館市教育振興審議会の委員の皆様に対しまして、深く感謝申し上げます。

2023年（令和5年）3月

函館市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 策定・改訂の趣旨	1
2 計画の位置付けと施策の対象範囲	1
(1) 計画の位置付け	1
(2) 施策の対象範囲	2
3 計画の期間	2
4 本計画とSDGs	3
第2章 函館の教育を取り巻く現状と課題	4
1 変化する社会	4
2 人口減少と少子・高齢化	5
第3章 函館の教育がめざす人間像	6
第4章 基本目標	7
第5章 施策と主な取組	8
1 計画の体系	8
2 施策と主な取組の内容	9
基本目標1 変化する社会を生きる力の育成	9
施策1 確かな学力を育む教育の推進	10
施策2 豊かな心を育む教育の推進	13
施策3 健やかな体を育む教育の推進	16
施策4 幼児教育の充実	19
施策5 多様なニーズに対応した取組の充実	20
基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進	22
施策1 家庭・地域との連携・協働の推進	23
施策2 学校における指導体制等の充実	24
施策3 学校間の連携・接続	26
基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成	28
施策1 函館への愛着や誇りを育む教育の推進	29

施策 2 未来へ飛躍する力を育む教育の推進	30
基本目標 4 生きがいを創り出す生涯学習の推進	32
施策 1 生涯学習活動の促進	33
施策 2 社会教育活動の推進	35
基本目標 5 心の豊かさを育む文化芸術の振興	36
施策 1 文化芸術活動の促進・支援	37
施策 2 文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承	39
基本目標 6 健やかな心身を育む運動やスポーツの振興	41
施策 1 運動やスポーツの振興	42
第 6 章 計画の推進	45
1 計画の推進体制	45
2 計画の推進状況の検証等	45
資料編	46

第1章 計画の策定について

1 策定・改訂の趣旨

急速な人口減少や少子・高齢化，高度情報化の進展など，社会情勢が大きく変化するなかで，市民一人ひとりが主体的に社会に関わり，活力ある地域社会を創り出していくことが求められています。

こうしたことから，郷土の歴史や文化を誇りに思い，地域の発展を支える人材の育成を目的とする「函館市教育振興基本計画」を2018年（平成30年）3月に策定し，教育施策の総合的・計画的な推進を図ることとしました。

本計画の策定後，国においては2018年（平成30年）6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されたほか，学校においては，教員の働き方改革やGIGAスクール構想※に基づく急激な情報化の推進，児童生徒の個々の状況に応じた教育機会の確保などが求められています。

こうしたことから，「函館の教育がめざす人間像」などの基本的な考え方は継承しつつ，その実現のために位置付けている取組内容等について，社会情勢や毎年度実施している点検・評価の内容などを踏まえて，見直しを行うこととしました。

2 計画の位置付けと施策の対象範囲

(1) 計画の位置付け

本計画は，教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は，教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について，基本的な計画を定め，これを国会に報告するとともに，公表しなければならない。

2 地方公共団体は，前項の計画を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※ GIGAスクール構想とは，児童生徒向けの一人に一台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し，多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく，公正に個別最適化された創造性を育む教育を，全国の学校現場で持続的に実現させる国の構想のことです。

なお、本計画は、施策の目標や根本となる方針の部分が教育大綱に該当する内容であることから、函館市総合教育会議において、「函館市教育大綱」として定めることとしてきたところです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

（2）施策の対象範囲

本計画における施策の範囲は、教育委員会が所管する教育施策を対象とします。

なお、他の部局が所管する施策で本計画に関係するものについては、関係部局と連携して推進します。

3 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までとします。

4 本計画とSDGs

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、全ての国際連合加盟国が2030年（令和12年）までに取り組む行動計画として、17の目標と169のターゲットが掲げられ、我が国では、2016年（平成28年）に「持続可能な開発目標実施指針」を決定し、様々な分野で取組が進められています。

本計画に掲げる6つの基本目標と15の施策は、SDGsのめざす目標とその方向性を同じくするものであり、各種施策の推進にあたっては、SDGsの視点を踏まえて取り組むこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 函館の教育を取り巻く現状と課題

1 変化する社会

交通手段や情報通信技術などの発達により、人、物および情報の流れが国境を越えて活発化するなか、国際社会はこれまでにない多くの地球規模の課題に直面しており、とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大や経済活動の悪化、子どもの貧困など、様々な課題への対応が求められています。

一方で、ビッグデータや人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会を大きく変えていくことが予想されています。特に、人工知能が自ら知識を概念的に理解し、思考し始めているとも言われ、雇用のあり方や学校において獲得する知識の意味にも大きな変化をもたらすのではないかとの予測も示されています。

このような複雑で予測困難な社会にあっても、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、理解し、新たな価値につなげていくことが重要です。また、すべての人が学び続け、必要な資質・能力を身に付けていくことも重要です。

こうしたことから、これからの本市の教育においては、生涯を通じて学び続けて個性・能力を伸ばし、世界に目を向ける広い視野をもって自他の人生を豊かにする新たな価値を創り出す人を育むことが求められています。

2 人口減少と少子・高齢化

我が国の人口は、2008 年(平成 20 年)をピークとして減少傾向にあります。また、我が国は、低出生率と長寿化によって、世界のなかでも少子・高齢化が進んでいる国であると言われています。

本市の人口は、1980 年(昭和 55 年)をピークに若年層の大都市圏への転出をはじめとする社会減と、死亡数が出生数を上回る自然減により減少を続け、今後においてもさらなる減少が避けられない状況にあります。

このように人口減少や少子・高齢化が進行するなか、核家族化の進行や共働き家庭の増加などによる家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進み、地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化、家庭が抱える課題の多様化・複雑化も進んでいます。また、地域を支える担い手が不足することによって、地域コミュニティ機能やまちの活力が低下することが懸念されています。

こうしたことから、これからの本市の教育においては、主体性をもって多様な人々と協働し支え合い、函館への愛着や誇りを強く抱きながら、まちの魅力をさらに高める人を育むことが求められています。

第3章 函館の教育がめざす人間像

現状と課題を踏まえ、函館の教育がめざす人間像を以下のとおりとします。

函館の教育がめざす人間像

自立：生涯を通じて学び続け、主体的に判断して変化する社会を生きる人

主体的・対話的で深い学びのスタイルを身に付け、生涯を通じて学び続けて個性・能力を伸ばすとともに、変化する社会にあっても自分の学びを活かし主体的に判断して行動することができる人

共生：寛容さと思いやりの心をもって、多様な人々と絆を結び共に支え合う人

個人や社会の多様性を尊重し、他者に対する思いやりと感謝の気持ちを持ちながら、主体性をもって多様な人々と協働し、支え合うことができる人

創造：世界に目を向け、新たな価値を創り、まちの魅力を高める人

世界に目を向ける広い視野をもって、自他の人生を豊かにする新たな価値を創り出し、函館への愛着や誇りを強く抱きながら、まちの魅力をさらに高めることができる人

第4章 基本目標

基本目標を以下のとおりとします。なお、施策を推進するにあたっては、教育における多様性を尊重するほか、ライフステージに応じた縦の接続と社会全体の横の連携・協働を図り、まちづくりを支える人材を育成する視点を重視することとします。

基本目標

基本目標1 変化する社会を生きる力の育成

子ども一人ひとりが、変化する社会のなかで主体的に生き抜くことができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことをめざします。

基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進

家庭や地域と一体となって子どもを育むとともに、教職員一人ひとりが個性・能力を十分に発揮できる学校づくりを推進します。

基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

子ども一人ひとりが、函館の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りをもつとともに、未来に向かって新たな価値を生み出す資質・能力を育むことをめざします。

基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、その成果を生かし、充実した生活を送ることができる生涯学習の推進をめざします。

基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

文化芸術や文化遺産に触れる機会を充実させ、市民一人ひとりが創造性を高め、感性を豊かにすることができる文化芸術の振興をめざします。

基本目標6 健やかな心身を育む運動やスポーツの振興

市民一人ひとりが健やかな心身を育むため、体と心を鍛えることができる運動やスポーツの振興をめざします。

第5章 施策と主な取組

1 計画の体系



2 施策と主な取組の内容

基本目標 1 変化する社会を生きる力の育成

子ども一人ひとりが、変化する社会のなかで主体的に生き抜くことができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことをめざします。

【施策の体系】



施策 1 確かな学力を育む教育の推進

【現状と課題】

- 本市の児童生徒の学力は、標準学力検査や全国学力・学習状況調査の結果によると、「根拠に基づいて筋道を立てて考え、的確に表現する」など、知識・技能等を活用することに課題があります。平均正答率で見ると、おおむね全国平均並みとなっていますが、算数・数学では課題が見られます。

こうしたことから、児童生徒一人ひとりが知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするほか、問題を発見して解決策を考えたりするなどの資質・能力を身に付けることができるよう、児童生徒の発言や活動時間を十分に確保し、他者と協働しながら学びを深める授業の充実を図るなどの授業改善に取り組む必要があります。

また、授業改善に取り組む際には、各教科などにおける学習活動に重要な役割を果たす言語能力をはじめ、情報モラルを含む情報活用能力や問題発見・解決能力など生涯にわたる学習の基盤となる資質・能力を身に付けるための活動を重視する必要があります。

- 家庭での学習習慣においては、全国と比較して計画を立てて取り組む児童生徒の割合は高いものの、取り組む時間は小学校・中学校ともに短い傾向にあります。また、ゲームをする時間が長い傾向があり、1日の生活のあり方を見直すことや、家庭学習の方法や内容等に課題が見られます。

こうしたことから、児童生徒の主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、望ましい学習習慣の定着を図るため、学校全体で取組を進める必要があります。

【主な取組】

1 授業改善の推進

- (1) 標準学力検査や全国学力・学習状況調査等の結果を詳細に分析し、授業改善や指導内容の重点化に活用します。
- (2) 「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」といった資質・能力の三つの柱をバランスよく育むことをめざし、各学校が義務教育9年間を見通しながら、教育目標や地域の実情を踏まえて学校全体で主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。
- (3) 学習評価を通じて学習指導のあり方を見直し、指導と評価の一体化により、授業の改善・充実を図ります。
- (4) 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図るため、ティーム・ティーチング、少人数指導、習熟の程度に応じた指導など、指導方法を工夫するほか、長期休業期間などにおける補充学習を推進します。

2 学習の基盤となる資質・能力を育む活動の充実

- (1) 言語能力を育成するため、各教科などの特質に応じた言語活動や、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動の充実を図ります。また、学習用図書の整備や学校司書の配置など、読書活動の中核を担う学校図書館の充実に努めます。
- (2) 情報モラルを含む情報活用能力を育成するとともに、一人ひとりの理解の状況や能力などに応じた学びを保障するため、学習用端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実を図ります。また、小学校におけるプログラミング的思考を育む学習活動を実施します。
- (3) 問題発見・解決能力を育成するため、児童生徒が横断的・総合的な探究課題に取り組むなど、身に付けた知識・技能を活用できる学習活動の充実を図ります。

3 学習習慣の定着に向けた取組の推進

- (1) 児童生徒の興味・関心を喚起し、主体的に学習に取り組む態度を養う教育活動を推進します。
- (2) 主体的に家庭学習に取り組む態度の涵養や望ましい学習習慣の定着に向け、児童生徒の実態に応じた学習量や授業内容との関連などに配慮した家庭学習の取組を、家庭と連携を図りながら学校全体で推進します。

■学習用端末や大型ディスプレイを活用した授業



基本目標 1 変化する社会を生きる力の育成

施策 2 豊かな心を育む教育の推進

【現状と課題】

- 本市においては、2017年(平成29年)2月に「函館市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止などに向けた取組を進めています。

今後においても、本方針に基づき生徒指導・教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域、教育委員会などが連携しながら、いじめの未然防止などに係る取組の充実を図る必要があります。

- 2015年(平成27年)3月の学習指導要領の一部改正により、道德教育の充実を図ることを目的に、道德の時間が「特別の教科 道德」として位置付けられ、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神など、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うことが一層求められるようになりました。

また、ジェンダー平等やLGBT[※]に関する問題など、性の多様性への社会的理解の促進が求められています。

今後においても、「特別の教科 道德」を要として、学校の教育活動全体を通じて道德教育を行う必要があります。

- 児童生徒を取り巻く家庭・地域の環境が大きく変化し、児童生徒が自然のなかで豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られていることが指摘されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による行動の制限や学校における体験活動の減少も見られています。

そのため、学校において家庭・地域と連携・協働しながら、体系的・継続的な体験活動などの機会を確保することが求められています。

※ ジェンダー平等とは、性別に関わらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています。

※ LGBTとは、レズビアン(自分を女性と認識し、女性を好きになる人)、ゲイ(自分を男性と認識し、男性を好きになる人)、バイセクシャル(同性を好きになることもあれば、異性を好きになることもある人)、トランスジェンダー(戸籍など法律上の性と性自認が一致しない人、違和感のある人)の頭文字をとったものです。

【主な取組】

1 いじめの未然防止等に係る取組の推進

- (1) 「函館市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、教育委員会などが連携を図りながら、いじめの未然防止などに係る取組を一層推進します。
- (2) 家庭や地域、関係機関などとの連携・協力を密にすることにより、生徒指導の充実を図ります。
- (3) 電話相談窓口の設置や市立小・中学校を巡回する相談員の配置などにより、児童生徒や保護者の不安を解消するための教育相談体制の充実を図ります。
- (4) 児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対する助言・援助を通じて課題の解決を図るため、スクールカウンセラーを各学校に効果的に派遣します。
- (5) 児童生徒の情報通信機器を使用した問題行動の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、インターネット上における不適切な書き込みなどの状況を確認する取組を実施します。

2 道徳教育の推進

- (1) 各学校において教育活動全体を通じて道徳教育が進められるよう、道徳教育推進教師を中心に全職員が役割を分担して組織的に取り組みます。
- (2) 児童生徒一人ひとりが考え、議論する道徳の授業への質的転換を図るための指導の改善・充実に努めます。
- (3) 児童生徒の発達の段階を考慮しながら、自他を尊重する態度、人権に対する正しい理解、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を育む指導の充実に努めます。
- (4) 児童生徒一人ひとりがよりよい人間関係を築き、自己有用感や自己肯定感を感じることができるような取組を推進します。

3 体験活動等の充実

- (1) 家庭・地域と連携・協働し、自然体験活動やボランティア活動などの体験活動の充実を図ります。
- (2) 各教科における表現の場・活動の充実を図るとともに、社会教育施設を活用した鑑賞などの学習活動の充実に努めます。
- (3) 生徒や教員の負担に配慮しつつ、地域や文化・スポーツ関係団体との連携・協働を図りながら、部活動を実施します。また、国が示している部活動の地域移行の動向も踏まえ、文化芸術活動や運動・スポーツ活動の機会の確保について検討します。

■体験学習（函館市縄文文化交流センター）



施策3 健やかな体を育む教育の推進

【現状と課題】

- 健康や保健に関する諸調査の結果によると、本市においては、朝食を欠食する児童生徒の割合や中学校1年生の一人平均のむし歯（う歯）の本数が全国平均を上回る傾向にあります。

また、本市では、2021年（令和3年）4月に「函館市がん対策推進条例」を施行し、がんに関する教育を推進しています。

こうしたことから、児童生徒が自らの身体状況を把握し、望ましい生活習慣や健康の保持増進に必要な知識を身に付けるため、これらに関する指導や取組の充実を図る必要があります。

さらに、健康診断において疾病などが判明した場合やその疑いがある場合の対応のほか、性的な問題行動や薬物の乱用への対応も必要となっています。

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、本市においては、「運動が好きである」、「体育科・保健体育科の授業が楽しい」と回答した児童生徒の割合は全国平均を上回る傾向にあります。一方、体力は握力などの一部の項目を除き全国平均を下回る傾向にあります。

こうしたことから、学校の教育活動全体を通じて基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実を図るとともに、体育の授業や体育的行事などの工夫・改善を図る必要があります。

- 本市においては、学校の教育活動全体を通じて食育を推進しており、食に関する正しい知識をもち、函館や他の地域の食文化を理解し継承できる児童生徒の育成に取り組んでいます。

学校給食においては、2013年（平成25年）12月に「函館市学校給食基本方針」や「函館市学校給食食物アレルギー対策マニュアル」を策定し、学校給食における安全・安心の確保、地場産物の活用などに取り組んでおり、今後も本方針などに基づき、取組を積極的に進める必要があります。

- 児童生徒が事件・事故、災害に巻き込まれる事案も見られることから、児童生徒が犯罪や交通事故、自然災害などから身を守ることができるよう、学校の教育活動全体を通じて危機対応能力を育成することが求められています。

また、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、登下校時や災害・危機事象発生時などにおける安全を確保する取組を進める必要があります。

【主な取組】

1 学校保健・学校体育の充実

- (1) 健康や保健に関する諸調査の分析結果を活用し、健康の保持増進に必要な知識・能力や感染症対策を含めた望ましい生活習慣・食習慣を児童生徒に身に付けるための指導の充実を図ります。また、学校生活を営むうえで配慮を必要とする児童生徒への対応に努めます。
- (2) 家庭との連携を図りながら、歯科保健教育を通じて児童生徒のむし歯予防に向けた取組を推進します。
- (3) 家庭や地域、関係機関などと連携を図りながら、がん教育や性教育、薬物乱用防止に関する指導や取組の充実を図ります。
- (4) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果を活用し、体育の授業における運動量の確保や運動技能の向上、体育的行事の活動内容の工夫など、児童生徒の基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実を図ります。

2 学校給食の充実と食育の推進

- (1) 安全・安心な学校給食を提供するため、調理や配送などにおける衛生管理の徹底を図ります。
- (2) 児童生徒が地域の食材に対し、興味・関心を高めて知識を深めることができるよう、地場産物の活用を推進します。
- (3) 栄養教諭等を中心とした学校の教育活動全体での食育を通じて、日本の食文化への理解や、児童生徒が健全な食生活を実践する力と望ましい食習慣を身に付ける取組を推進します。
- (4) 「函館市学校給食食物アレルギー対策マニュアル」に基づき、食物アレルギー対策を推進し、配慮を必要とする児童生徒への対応に努めます。

3 安全に関する教育の推進

- (1) 生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、児童生徒の発達の段階に応じた安全教育を推進します。
- (2) 家庭や地域、関係機関などと連携し、通学路の安全対策や災害・危機事象発生時などにおける児童生徒の安全確保のための取組を推進します。

基本目標 1 変化する社会を生きる力の育成

施策 4 幼児教育の充実**【現状と課題】**

- 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、幼児期の教育がその後の学力、体力・運動能力、生活に影響を与えることから、幼児教育の質の向上が求められています。

また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進み、地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化、家庭が抱える課題の多様化・複雑化も進んでいることなどにより、保護者からの教育に関する相談への対応などの充実を図る必要があります。
- 近年、小学校就学直後の児童が学校生活に適応できないことが指摘されていることから、教職員の幼児教育・小学校教育に対する相互の理解を深める取組や園児と児童の交流など、小学校教育との円滑な接続に向けた取組の一層の充実を図る必要があります。

【主な取組】**1 幼児教育の質の向上**

- (1) 幼児期における教育内容の充実を図るとともに、多世代・異年齢交流などの体験活動の実施や家庭教育・子育ての支援に努めます。
- (2) 幼児教育に関する研修や教育相談などを行う幼児教育に関するセンター機能の充実に努めます。

2 小学校教育との円滑な接続

- (1) 小学校教育のカリキュラムとの連続性を確保し、相互の理解と連携を一層深めるため、小学校の教職員との意見交換や合同研究のほか、園児と児童の交流、就学に向けた引継などの取組の充実を図ります。

施策5 多様なニーズに対応した取組の充実

【現状と課題】

- 本市では、児童生徒のニーズに合わせた教育環境を提供できるよう、校内組織体制や関係機関などとの連携による相談体制を整備しているところですが、近年、特別支援学級に在籍している児童生徒や通常の学級に在籍する教育上特別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、必要とされる支援の内容も多様化しています。
こうしたことから、今後においても児童生徒一人ひとりのニーズを把握しながら一層きめ細かな支援を行う必要があります。
- 本市における不登校児童生徒[※]の割合は増加傾向にあり、2016年度(平成28年度)以降、全国平均を上回っています。
すべての児童生徒が安心して楽しく通うことができる魅力ある学校づくりに努めることはもとより、不登校および不登校の傾向が見られる児童生徒が学習できる環境づくりや、児童生徒と保護者の不安軽減を図るための教育相談機能の充実が求められています。
- 本市における生活保護率や児童扶養手当受給率は、全国および全道の平均よりも高い状況にあります。また、就学援助の認定率も、近年は減少傾向にあるものの、児童生徒の約3割が受給している状況にあります。
こうしたことから、経済的に困難な状況にある家庭の子どもたちの教育機会確保のため、就学に対する支援を行う必要があります。
- 日本語指導が必要な外国籍または日本国籍の児童生徒は、全国的に増加傾向にあります。本市においても、こうした児童生徒が、日常会話ができるよう、また、言語の障壁なく学習活動に参加することができるよう、日本語指導を行う必要があります。

[※] 不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席している児童生徒のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた児童生徒のことです。

【主な取組】

1 特別支援教育の充実

- (1) 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、学校全体で支援する体制の充実を図ります。また、関係機関などとの円滑な連携・協力を図りながら、児童生徒の実態や児童生徒と保護者の意向などを踏まえた計画的・継続的な支援に努めます。
- (2) 特別支援教育サポートチームや特別支援教育巡回指導員が校内支援体制などについての助言を行います。また、特別支援教育支援員を各学校に配置します。
- (3) 関係機関などとの連携を図りながら、児童生徒に関わる教育相談や適切な就学指導を実施します。

2 不登校児童生徒等への支援

- (1) 不登校および不登校の傾向が見られる児童生徒一人ひとりの状況に配慮しながら、ICTの活用も含めた指導方法や指導体制の工夫・改善に努めます。
- (2) 多様な学びの場を確保するなど、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習活動を支援します。
- (3) 関係機関、フリースクールなどの民間施設、NPO団体などと連携を図り、専門家の助言または援助を得ながら、不登校児童生徒一人ひとりの状況に配慮した支援に努めます。
- (4) 不登校に関する相談窓口等の周知を図るとともに、不登校児童生徒とその保護者に対して、支援内容などに関する情報提供や相談対応を行います。

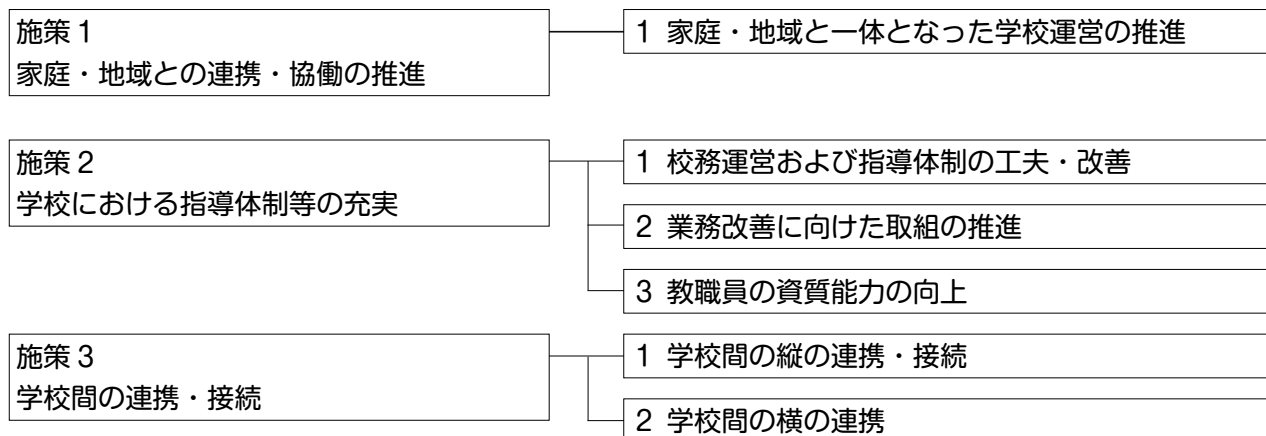
3 就学に対する支援

- (1) 経済的な理由により、就学が困難な子どもの保護者に対して就学援助などの支援を行います。
- (2) 地域住民などが実施する学習支援活動の促進・支援に努めます。
- (3) 日本語指導が必要な児童生徒に対して、関係団体と連携し、支援に努めます。

基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進

家庭や地域と一体となって子どもを育むとともに、教職員一人ひとりが個性・能力を十分に発揮できる学校づくりを推進します。

【施策の体系】



基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進

施策1 家庭・地域との連携・協働の推進

【現状と課題】

- 家族形態の変化，価値観やライフスタイルの多様化を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化によって，子どもを地域で育てるという考え方が次第に失われてきたことが指摘されています。児童生徒が健やかに成長していくためには，学校だけではなく家庭や地域が教育の場としての機能を発揮し，家庭・地域・学校が一体となって教育活動に取り組むことが必要です。

本市においては，保護者や地域住民などが学校運営に参画するコミュニティ・スクールを2019年度（令和元年度）から，すべての市立学校に導入しています。

今後は，家庭・地域・学校が目標や課題を共有し，一体となって児童生徒を育み，地域とともにある学校づくりを進めるため，連携・協働体制を強化していく必要があります。

【主な取組】

1 家庭・地域と一体となった学校運営の推進

- (1) コミュニティ・スクールを活用し，保護者や地域住民などの学校運営への参画を促進します。また，コミュニティ・スクールは，地域の実情に応じ，中学校区内における小・中学校間の連携を図りながら運営します。
- (2) 家庭・地域・学校がめざす子ども像や教育目標，学校運営の基本方針を共有し，学校評価などを通じて学校運営の工夫・改善を図ります。
- (3) 教育活動について，積極的に保護者や地域住民などに対して情報発信し，教育活動への参画を促進します。
- (4) 地域と学校をつなぐ人材の発掘・育成に努めるとともに，家庭・地域・学校が連携・協働して行う活動の実施やその運営を担う組織づくりを促進します。

施策2 学校における指導体制等の充実

【現状と課題】

- 学校現場を取り巻く環境が多様化・複雑化し、生徒指導・特別支援教育などに関して組織的な対応を要する事案、心理・福祉などの高い専門性が求められる事案が増加する傾向にあります。

そのため、校長のリーダーシップのもと、教職員がそれぞれの力を発揮することができるよう、学校のマネジメント機能を強化し、組織として取り組む体制の充実を図るとともに、継続的に校務運営を改善する必要があります。

また、教育活動の質の向上につなげるため、学校外の様々な分野の人材を活用することや関係機関などと連携することにより、指導体制の充実を図る必要があります。

- 2017年（平成29年）12月に「教職員の業務改善のための取組」を定め、学校における働き方改革を進めてきましたが、授業準備、採点業務等の学習評価、部活動指導などを要因として、教員の勤務時間が長い実態にあることから、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、学校における業務改善を一層進める必要があります。

- 2015年（平成27年）12月に中央教育審議会が取りまとめた「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」においては、これからの時代の教員に求められる資質能力として、「時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力」、「新たな課題に対応できる力量」、「多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力」が示されています。

こうしたことから、学校運営の一層の充実のためには、教職員の資質能力を向上する取組を推進することが求められています。

【主な取組】**1 校務運営および指導体制の工夫・改善**

- (1) 校長のリーダーシップのもと、教育目標の実現に向けて教職員が適切に役割を果たすとともに、相互に連携しながら教育活動に取り組むことができるよう校務運営の改善・充実を図ります。
- (2) 児童生徒，学校および地域の実情を踏まえた教育課程を編成し，組織的かつ計画的に実施するとともに，学校評価などを活用して教育活動の質の向上を図ります。
- (3) 豊かな知識・経験をもつ専門家などの外部人材を教育活動に活用するとともに，関係機関・企業・高等教育機関などと連携し，指導体制の充実を図ります。

2 業務改善に向けた取組の推進

- (1) 教員の勤務実態などを校務支援システムを活用して客観的に把握しながら，学校における業務改善に向けた取組を推進します。

3 教職員の資質能力の向上

- (1) 教職員のキャリアステージに応じた研修を実施するほか，授業改善，特別支援教育や情報モラル教育など今日的な教育課題に対応した研修の充実を図ります。
- (2) 実践的な研究を通じて，指導方法の改善・充実に努めるとともに，南北海道教育センターにおける事業の充実を図ります。また，優れた実践事例については学校間で共有を図ります。
- (3) 児童生徒への適切な支援を教職員が行ううえで必要となる児童福祉などに関する知識を深める機会の充実に努めます。

施策3 学校間の連携・接続

【現状と課題】

- 小学校就学直後において望ましい集団行動や態度などが十分に身に付いていないことや、中学校・高等学校進学後において新しい環境での学習や生活に不適応を起こすことなどの事案が本市においても生じています。

こうしたことから、子どもの発達の段階に応じたきめ細かな指導の充実を図り、幼児教育から高等教育までの学校間の円滑な連携・接続を図る必要があります。特に高等学校教育においては、義務教育までに育まれた資質・能力を確実に身に付け発展・向上させることや、進学・就職への円滑な移行に必要な力を育成することが求められています。

また、近年、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級に在籍する教育上特別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、必要な支援の内容も多様化していることから、一人ひとりに対する継続性のある指導や支援の充実が求められています。

- 教育活動の一層の充実や生徒指導などの課題の解決のため、学校間の横のつながりを深めて情報を共有し、指導方法の改善・充実を図る必要があります。

【主な取組】

1 学校間の縦の連携・接続

- (1) 子どもの学びの連続性を踏まえた教育課程を編成するなど、学校間の円滑な連携・接続を図る取組を推進します。
- (2) 中学校区内の小・中学校において、めざす子ども像の共有を図り、児童生徒に必要な資質・能力を育む取組を推進するとともに、義務教育9年間を見通した指導体制の構築により、小中一貫教育を推進します。
- (3) 教育上特別な配慮を必要とする子どもに関する個別の教育支援計画などを学校間で円滑に引継ぎます。

2 学校間の横の連携

- (1) 指導方法や児童生徒の実態等に関する教職員の情報交流や研究協議会，授業公開などの取組の充実を図ります。

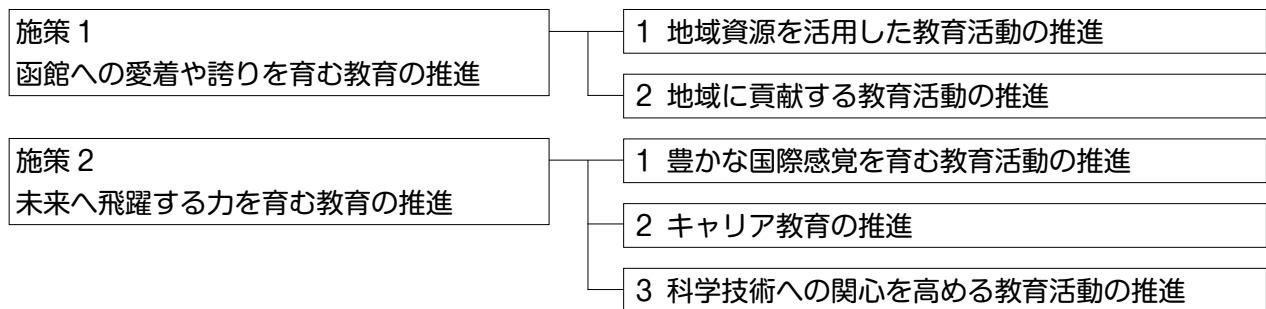
■義務教育学校の小学生と中学生の交流



基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

子ども一人ひとりが、函館の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りをもつとともに、未来に向かって新たな価値を生み出す資質・能力を育むことをめざします。

【施策の体系】



基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

施策1 函館への愛着や誇りを育む教育の推進

【現状と課題】

- 郷土は、そこに生まれた人や暮らす人にとって、自己形成に大きな役割を果たすとともに、生きるうえでの精神的な支えとなるものであり、郷土への積極的で主体的な関わりを通じて郷土を愛する心を育て、郷土をより良くしていこうとする態度を育成することが求められています。

こうしたことから、児童生徒が函館の自然や文化などに接し、人々との触れあいを深めることを通じて函館への愛着や誇りを育む必要があります。

- 地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化が進んでおり、地域を支える担い手が不足することによって、コミュニティ機能やまちの活力の低下が懸念されています。

こうしたことから、主体的に多様な人々と協働し支え合い、函館への愛着や誇りをもって地域に貢献する教育活動を推進することが求められています。

【主な取組】

1 地域資源を活用した教育活動の推進

- (1) 豊かな地域資源を教材として活用し、函館のまちの良さを感じることができる教育活動を推進します。
- (2) 授業や課外活動などにおいて、様々な専門家から直接指導を受ける機会の充実を図ります。

2 地域に貢献する教育活動の推進

- (1) 地域行事・ボランティア活動などを通じて社会に参画する態度を育む教育活動を推進します。
- (2) 地域住民や企業などとの連携を図りながら、地域課題の解決に取り組む学習機会の充実を図ります。

施策2 未来へ飛躍する力を育む教育の推進

【現状と課題】

- 児童生徒が外国語を活用して積極的にコミュニケーションを図る学習を通じて国際社会の一員としての自覚をもち、諸外国の歴史や文化、伝統などについて理解を深めることが求められています。
- 社会環境や産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化などにより、児童生徒が将来への見通しをもちにくく、将来に向けた夢を描くことも容易ではなくなっています。

そのようななか、児童生徒一人ひとりが学校の教育活動全体を通じて望ましい勤労観や職業観、職業に関する知識・技能、主体的に進路を選択する能力・態度を育むことが重要です。

- 理数教育における我が国の児童生徒の学力は国際的に見て上位にありますが、学年が高くなるにつれ関心が低くなるとともに、理数教育が生活や社会に役立つと感じている割合も低くなる傾向にあります。

今後は、理数好きな児童生徒の裾野の拡大や科学技術系の人材育成を図るため、理科、算数・数学に対する関心を高める取組や、科学技術と社会のつながりを踏まえた取組など科学技術に対する関心を高める教育活動を進める必要があります。

【主な取組】**1 豊かな国際感覚を育む教育活動の推進**

- (1) 諸外国の生活や文化を理解・尊重し、国際的に協調して取り組む重要性について考える国際理解教育の充実を図ります。
- (2) 外国語活動および外国語の授業などを通じて児童生徒が異文化を理解し、協調する態度やコミュニケーション能力を育む教育活動の充実を図ります。
- (3) 海外留学や国際交流活動などを通じて、外国人との交流機会の充実を図ります。

2 キャリア教育の推進

- (1) 児童生徒が社会的・職業的自立に向けて望ましい職業観・勤労観などを身に付けるために、キャリア・パスポート*を活用するなど、発達の段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。
- (2) 様々な企業などと連携を図りながら、児童生徒の興味や適性に応じた、職場見学、職場体験活動、インターンシップなどの取組の充実を図ります。

3 科学技術への関心を高める教育活動の推進

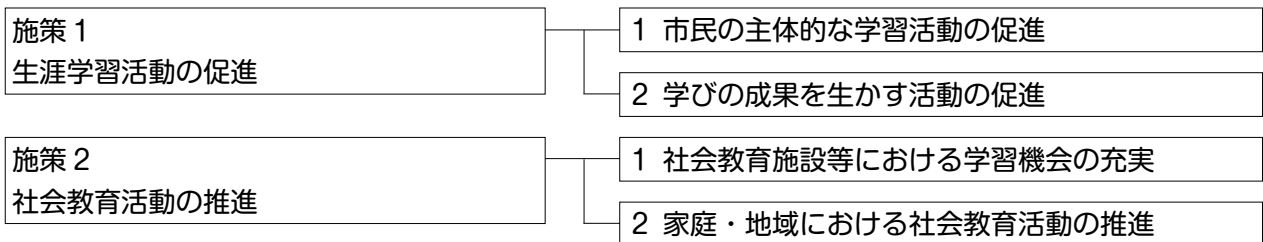
- (1) 科学技術の基礎となる理科，算数・数学に対する関心を高めるため，観察，実験などの教育活動の充実を図ります。また，実生活との関連がある課題や科学的な体験などを取り入れた授業の充実を図ります。
- (2) 科学技術への関心を高めるため，学術研究機関などと連携し，教育活動の充実を図ります。

※ キャリア・パスポートとは、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、学習過程やその成果を記録・収集したものです。

基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、その成果を生かし、充実した生活を送ることができる生涯学習の推進をめざします。

【施策の体系】



基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

施策1 生涯学習活動の促進

【現状と課題】

- 社会の成熟化が進むなか、自己の充実・啓発や生活向上のため、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

本市においては、豊かな自然や歴史、文化芸術、高等教育機関の集積などを生かした学習活動が様々な分野で行われています。

市民の学習ニーズが多様化するなかで、より一層、主体的に学ぶことができる機会や得られた学習の成果を生かすことのできる環境の充実が求められています。

【主な取組】

1 市民の主体的な学習活動の促進

- (1) 市民が生涯にわたり主体的に取り組む文化活動やレクリエーション活動、ボランティア活動、読書活動などの様々な学習活動を促進します。
- (2) 各種講座などを体系的に整理した学習情報誌の発行や市民の講座受講歴の登録など学習意欲の向上につながる取組を行います。
- (3) 高齢者が楽しみながら知識や教養を身に付け、仲間づくりを通じて生きがいのある生活を実現し、豊かな社会・人生経験を地域に生かすことのできる学習活動を促進します。
- (4) 市民の学習活動の推進に大きな役割を担う市民活動団体をはじめ高等教育機関や企業などとの連携を促進します。

2 学びの成果を生かす活動の促進

- (1) 地域の優れた知識・技能をもった人材を活用し、市民の主体的な学習活動を支援します。また、学びの成果を生かしたボランティアなど様々な活動を促進します。

■社会学級講演会



基本目標4 生きがいを作り出す生涯学習の推進

施策2 社会教育活動の推進

【現状と課題】

- 本市では、社会教育施設などにおいて、芸術文化やスポーツ・レクリエーション、ボランティア活動など様々な分野の社会教育事業を行っています。市民の学習ニーズの多様化に伴い、社会教育施設などにおいては、一層、学びの機会や内容の充実を図ることが求められています。

また、地域の身近な施設である学校を活用するなど、地域住民が気軽に集い様々な活動を主体的に行うことができる場と機会の充実が求められています。

- 近年、家庭・地域の教育力の低下が懸念されています。そのため、親子の触れ合いや地域住民との交流など多様な学習機会の提供や体験活動の充実が求められています。

【主な取組】

1 社会教育施設等における学習機会の充実

- (1) 幅広い世代の市民が興味・関心をもち、積極的に学ぶ機会が得られるよう、社会教育施設などにおける講座などの充実を図ります。
- (2) 市立小・中学校の施設を活用し、社会教育活動を行うグループやサークルなどが活動できる環境の充実に努めます。

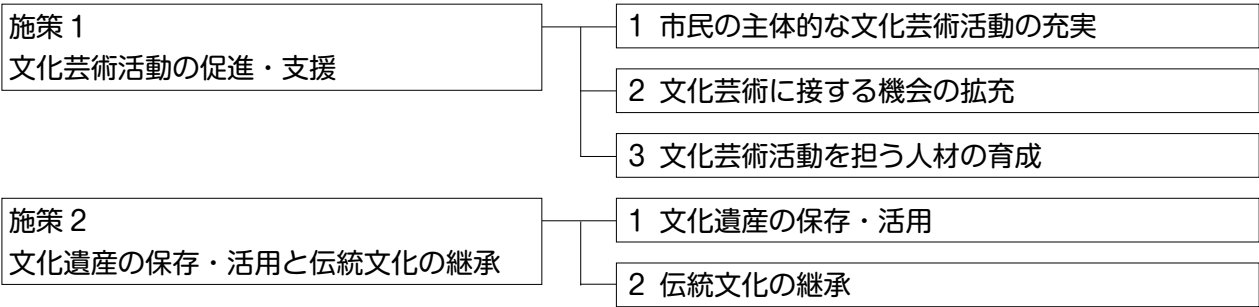
2 家庭・地域における社会教育活動の推進

- (1) PTAなどの関係団体と連携を図りながら、保護者や地域住民が集まる機会を活用し、家庭教育や子育てに関係するセミナーを開催するなど学習機会の提供に努めます。

基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

文化芸術や文化遺産に触れる機会を充実させ，市民一人ひとりが創造性を高め，感性を豊かにすることができる文化芸術の振興をめざします。

【施策の体系】



基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

施策1 文化芸術活動の促進・支援

【現状と課題】

- 価値観やライフスタイルの多様化が進むなか、文化芸術は、心にゆとりと潤いをもたらし、生活を豊かにするものとしてますます重要性が増しています。

このようななか、本市においては、2006年(平成18年)に「函館市文化芸術振興条例」を制定し、市民の自主性や創造性を十分に尊重しながら、市民主体の多様な文化芸術活動を促進しています。

今後においても、本条例に基づき市民の自主的・創造的な文化芸術活動の充実を図り、文化芸術に接する機会を拡充し、長期的視野に立った文化芸術活動を担う人材の育成に努める必要があります。

【主な取組】

1 市民の主体的な文化芸術活動の充実

- (1) 文化芸術活動団体などと連携を図り、市民の文化芸術活動に関する情報の収集や発信に努めるとともに、各団体による文化芸術活動の支援に努めます。
- (2) 市立小・中学校の施設を活用し、文化芸術活動を行うグループやサークルなどが活動できる環境の充実に努めます。

2 文化芸術に接する機会の拡充

- (1) 文化芸術活動団体などと連携し鑑賞機会の充実を図るとともに、市民文化祭の実施など市民が気軽に文化芸術に接する機会の充実に努めます。
- (2) 小・中学校に芸術家などを講師として派遣し、児童生徒が文化芸術に親しみ、豊かな創造力を育む機会の充実に努めます。
- (3) 生徒が多様な文化芸術に親しめるよう、国が示している文化部活動の地域移行の動向も踏まえ、文化芸術活動の機会の確保について検討します。

3 文化芸術活動を担う人材の育成

- (1) 優れた作品などを発表する機会の充実を図り、児童生徒の創意と潤いのある個性豊かな文化芸術活動を一層促進し、人材の育成に努めます。
- (2) 各種研修会などへの参加を促進し、文化芸術活動を主体的に担う人材の育成に努めます。

■市民文化祭（清秋・函館市文団協芸術展）



基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

施策2 文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承

【現状と課題】

- 本市は先史時代から近現代までの各時代における歴史的文化遺産を数多く有しており、2021年（令和3年）7月には、史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡[※]が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として世界文化遺産に登録されています。

これまで国宝や重要文化財、特別史跡、伝統的建造物群保存地区など貴重な文化財の保存・活用に取り組んでいるほか、郷土芸能など地域に根ざした伝統的な文化芸術が育まれています。

これらは、市民共有の財産であるとともに、まちの魅力を形成するものとして次世代に確実に引き継いでいくべき財産であることから、引き続き、こうした文化財を保存・活用するとともに、伝統的な文化芸術を継承する取組を進める必要があります。

【主な取組】

1 文化遺産の保存・活用

- (1) 指定文化財の保存整備や新たな指定、公開など、本市の貴重な文化財の保護と活用を計画的に推進します。
- (2) 縄文文化交流センターを中核として、世界文化遺産に登録された史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡などの貴重な遺産を活用し、縄文文化の普及・啓発の取組を推進します。
- (3) 博物館や図書館において収蔵している資料を展覧会などで展示するとともに、デジタル化して保存・公開するほか、（仮称）総合ミュージアムの整備を検討するなど、市民や観光客が函館の歴史に理解を深める取組を推進します。

[※] 史跡垣ノ島遺跡（紀元前7000年～紀元前1000年頃）とは、居住域と墓域の分離を示す縄文時代の集落跡、史跡大船遺跡（紀元前3500年～紀元前2000年頃）とは、祭祀場が発達した縄文時代の拠点集落跡です。

2 伝統文化の継承

- (1) 本市の特色ある郷土芸能の保存会などへの支援を行い，保存伝承活動の促進に努めます。

■特別史跡五稜郭跡



■重要文化財旧函館区公会堂



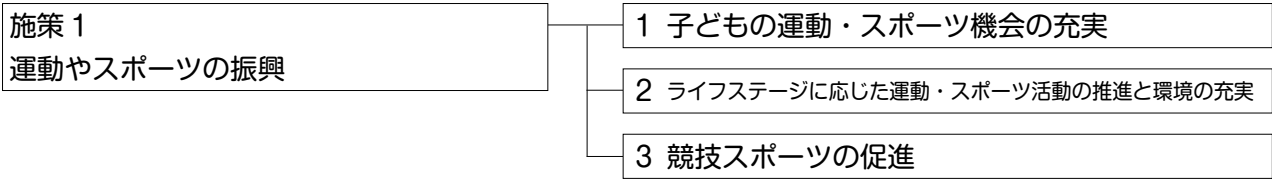
■縄文文化交流センターおよび史跡垣ノ島遺跡



基本目標6 健やかな心身を育む運動やスポーツの振興

市民一人ひとりが健やかな心身を育むため、体と心を鍛えることができる運動やスポーツの振興をめざします。

【施策の体系】



施策1 運動やスポーツの振興

【現状と課題】

- 全国的に子どもが体を動かす外遊びやスポーツ活動時間が減少しています。

子どものうちに望ましい運動やスポーツの習慣を身に付けることは、生涯にわたり健康を維持し、健やかな人生を送ることに結び付くことから、幼少期から体を動かすことの楽しさ、大切さを理解するため、様々なスポーツに触れる機会の充実が求められています。

- 2013年（平成25年）の市民アンケート調査によると、「週1回以上スポーツをする」と回答した人は約3割であった一方で、「ほとんどしない」と回答した人は約5割となっていることから、運動・スポーツ活動による健康づくりに関心をもち、障がいのある方を含めて市民だれもがいつでも参加することができるよう、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進や環境の充実に努める必要があります。

- 本市においては、全国大会で活躍している競技団体が多数ある一方で、指導者の確保や少子化による競技人口の減少が課題となっており、競技力の低下が懸念されています。

地域を代表する選手が大きな舞台で活躍する姿は地域への誇りと活力をもたらすものであり、競技団体と連携を図りながら、優れた指導者の養成や競技人口の裾野の拡大などにより、競技スポーツの促進に取り組む必要があります。

- このような状況を踏まえ、本市においては、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018年（平成30年）3月に策定した「函館市スポーツ推進計画」に基づき、運動やスポーツの振興に取り組めます。

【主な取組】**1 子どもの運動・スポーツ機会の充実**

- (1) 生涯にわたり運動やスポーツに親しむ基礎づくりとして、子どもが幼少期から様々な運動やスポーツに触れ、その楽しさや魅力を体験する機会の充実に努めます。
- (2) 生徒が多様な運動やスポーツに親しめるよう、国が示している運動部活動の地域移行の動向も踏まえ、運動・スポーツ活動の機会の確保について検討します。
- (3) 子どもの身近な活動の場となるスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの活動の支援に努めます。

2 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の充実

- (1) 情報提供や広報活動の充実、各種教室の開催などを通じて、運動やスポーツ活動による健康づくりに親しむ意識の啓発に努めます。
- (2) 新たに運動やスポーツを始めたり、日常的に親しんだりできるよう、スポーツ・レクリエーション活動に関わるイベントの充実に努めます。
- (3) スポーツ団体などの育成・支援や、地域のスポーツ指導者の養成に努めます。
- (4) 障がい者スポーツ等への市民理解を促進するとともに、関係団体などと連携し、障がい者スポーツ等への参加機会の充実に努めます。
- (5) 高齢者がそれぞれの健康状態を維持増進し、自立した生活を営むことができるよう、関係機関などと連携し、高齢者の健康づくりのための運動機会の充実に努めます。
- (6) 市立小・中学校の施設を活用し、運動・スポーツ活動を行うグループやサークルなどが活動できる環境の充実に努めます。

3 競技スポーツの促進

- (1) 優れた指導力を有する競技スポーツ指導者の養成を図るとともに、競技団体などとの連携により、競技力の向上をめざします。
- (2) スポーツへの興味・関心や参加意欲を高めるため、大規模スポーツ大会、スポーツイベントの誘致に努めるとともに、技術交流により競技力の向上が期待されるスポーツ合宿の誘致に取り組みます。
- (3) 国内・海外の競技団体との交流により、スポーツを通じた地域間交流の促進に努めます。

■函館マラソン（2022大会）



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、教育委員会が関係部局と連携して推進することはもとより、家庭、地域、学校、各種団体、企業、高等教育機関など多様な主体が連携・協働し、推進することとします。また、学校においては、本計画に沿って学校運営に関する基本的な方針を策定して教育活動を進めることとします。

2 計画の推進状況の検証等

計画の推進状況を適宜検証して公表するとともに、PDCAサイクルの考えに基づき、取組の改善を図ります。また、計画の推進状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

資料編

○ 函館の教育のあり方検討協議会（「函館市教育振興基本計画」策定時）

(1) 概 要

函館市教育振興基本計画の策定に向けて、教育の振興のための施策の方向性について幅広い見地から意見交換を行うため、学識経験者や教育関係者などを構成員として、2016年（平成28年）6月に「函館の教育のあり方検討協議会」を組織した。

(2) 委 員

（2017年（平成29年）11月8日現在）

区分	所属・役職	氏名
学識経験者	国立大学法人北海道教育大学函館校教授	会 長 田 中 邦 明
	公立大学法人公立はこだて未来大学教授	大 場 みち子
学校・保護者関係者	国立大学法人北海道教育大学 附属函館幼稚園副園長	齊 藤 緑
	函館市小学校長会会長 （函館市立神山小学校長）	山 田 幸 俊
	函館市中学校長会会長 （函館市立本通中学校長）	副会長 毛 利 繁 和
	北海道高等学校長協会道南支部長 （函館中部高等学校長）	中 島 悟
	函館市PTA連合会事務局員	中 村 和 代
振 地 興 域	函館商工会議所事務局長	竹 内 正 幸
教 社 育 会	函館市社会教育委員 （函館市体育協会副会長）	絹 野 重 治
公 募	公募	井 上 実 香

（敬称略）

(3) 会議の開催状況

2016 年度（平成 28 年度）

回	開催日	主な議題
第 1 回	2016 年（平成 28 年） 6 月 28 日	・ 会長および副会長の選出について ・ 計画の策定について
第 2 回	2016 年（平成 28 年） 8 月 26 日	・ 計画の基本的方向性について
第 3 回	2016 年（平成 28 年） 10 月 18 日	・ 計画の基本的方向性について
第 4 回	2016 年（平成 28 年） 11 月 29 日	・ 計画の基本的方向性について
第 5 回	2017 年（平成 29 年） 2 月 20 日	・ 計画の基本的方向性について

2017 年度（平成 29 年度）

回	開催日	主な議題
第 1 回	2017 年（平成 29 年） 5 月 11 日	・ 計画の基本的方向性について
第 2 回	2017 年（平成 29 年） 6 月 1 日	・ 基本目標（案）について ・ 計画の骨子案について
第 3 回	2017 年（平成 29 年） 6 月 28 日	・ 計画の骨子案について
第 4 回	2017 年（平成 29 年） 8 月 29 日	・ 施策の体系（案）について ・ 計画の素案（たたき台）について
第 5 回	2017 年（平成 29 年） 10 月 3 日	・ 計画の素案（たたき台）について
第 6 回	2017 年（平成 29 年） 10 月 24 日	・ 計画の素案について

(4) 函館の教育のあり方検討協議会 設置要綱

(設置)

第1条 市のまちづくりを担う魅力ある人材の育成を目指す上での中・長期的な教育のあり方について必要な検討等を行い、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定および推進等に資するため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館の教育のあり方検討協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に提言、意見または報告する。

- (1) 教育の振興のための施策の方向性に関すること。
- (2) 基本計画の策定および改定に関すること。
- (3) 基本計画の推進およびその評価に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の推薦する者
 - (3) 公募による者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 協議会に、会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

○ 函館市教育振興審議会（「函館市教育振興基本計画」改訂時）

(1) 概 要

函館市教育振興基本計画の中間年における計画の進捗状況の検証および見直しや改訂計画の策定に向けて、教育の振興の施策の方向性について幅広い見地から意見交換を行うために、学識経験者や教育関係者などを構成員とした「函館市教育振興審議会」において、調査審議を行った。

(2) 委 員

(2023 年（令和 5 年） 2 月 16 日現在)

区分	所属・役職	氏名
学識経験のある者	国立大学法人北海道教育大学函館校 特任教授	会 長 小 松 一 保
	函館大学教授	花 田 讓
教育職員	函館市小学校長会事務局長 (函館市立八幡小学校長)	寺 本 公 彦
	函館市小学校長会事務局次長 (函館市立大森浜小学校長)	高 間 猛
	函館市中学校長会会長 (函館市立巴中学校長)	佐 藤 雅 博
	北海道高等学校長協会道南支部長 (函館中部高等学校長)	佐 竹 卓
幼児、児童または生徒の保護者	函館市 P T A 連合会会長 (函館市立北中学校 P T A 副会長)	副会長 駒 野 圭 史
	函館市 P T A 連合会副会長 (函館市立北昭和小学校 P T A 会長)	小 綿 納
	函館市 P T A 連合会厚生委員長 (函館市立赤川中学校 P T A 代表)	向 大 喬
公募による者	公募委員	原 田 咲
その他教育委員会が必要と認める者	函館市社会教育委員	佐 藤 裕 美
	函館市町会連合会常任理事 (青少年育成部長)	川 口 英 孝
	函館商工会議所事務局長	竹 内 正 幸
	函館市私立幼稚園協会会長	木 村 一 雄
	函館保育協会員	豊 田 リ カ

(敬称略)

(3) 会議の開催状況

2021 年度（令和 3 年度）

回	開催日	主な議題
第 4 回	2021 年（令和 3 年）10月29日	・函館市教育振興基本計画の中間年における検証・見直しについて
第 5 回	2021 年（令和 3 年）12月22日	・函館市教育振興基本計画の中間年における計画の進捗状況の検証および見直しについて（表紙～基本目標 1）
第 6 回	2022 年（令和 4 年）2 月14日	・函館市教育振興基本計画の中間年における計画の進捗状況の検証および見直しについて（基本目標 2～3）

2022 年度（令和 4 年度）

回	開催日	主な議題
第 1 回	2022 年（令和 4 年）5 月20日	・函館市教育振興基本計画の中間年における計画の進捗状況の検証および見直しについて（基本目標 4～裏表紙）
第 2 回	2022 年（令和 4 年）7 月 6 日	・諮問事項「函館市教育振興基本計画の中間年における計画の推進状況の検証および見直しについて」に対する答申（案）について
第 4 回	2023 年（令和 5 年）1 月30日	・函館市教育振興基本計画改訂案について
第 5 回	2023 年（令和 5 年）2 月16日	・諮問事項「函館市教育振興基本計画改訂案について」に対する答申（案）について

(4) 函館市教育振興審議会条例

(設置)

第1条 本市における教育の振興に関する施策の推進について調査審議するため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理および執行の状況についての点検および評価に関すること。
- (2) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定および変更に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること。
- (4) 通学区域の設定および変更に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員および任期等)

第4条 委員および臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育職員
- (3) 幼児、児童または生徒の保護者
- (4) 公募による者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、または解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員および議事に関係のある臨時委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 審議会は、専門の事項について調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 前2条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(函館市学校教育審議会条例の廃止)

- 2 函館市学校教育審議会条例（昭和46年函館市条例第41号）は、廃止する。

(函館市学校教育審議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の函館市学校教育審議会条例（以下「廃止前の条例」という。）第1条の規定により置かれた函館市学校教育審議会は、第1条の規定により置く審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行前に廃止前の条例第2条の規定により函館市学校教育審議会に教育委員会が諮問した事項であって、この条例の施行の際現に答申がされていないものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、第1条の規定により置く審議会が引き続き調査審議するものとする。
- 5 この条例の施行の際現に廃止前の条例第3条第1項の規定により函館市学校教育審議会の委員に委嘱され、または任命されている者（以下「旧委員」という。）は、第4条第1項の規定により審議会の委員に委嘱され、または任命された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。
- 6 施行日から平成31年8月31日までの間に第4条第1項の規定により委嘱され、または任命された審議会の委員（前項の規定により委嘱され、または任命されたものとみなされた委員を除く。）の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。
- 7 施行日から平成31年8月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「15人」とあるのは、「30人」とする。（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）
- 8 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「学校教育審議会の委員」を「教育振興審議会の委員および臨時委員」に改める。

函館市教育振興基本計画（改訂版）

2023 年（令和 5 年）3 月発行

発行 函館市教育委員会（学校教育部教育政策推進室教育政策課）

〒040-8666 北海道函館市東雲町 4 番 13 号

電話 0138-21-3523